

# 送付資料

---

令和2年3月10日  
全国町村議会議長会

## 「地方議会・議員のあり方に関する研究会」第5回会議（総務省 令和2年2月11日）

- 旧姓使用について、選挙では使用できるが、議会活動では使用できないという例がある。議長会において、統一的に、そのようなことがないようにご対応を検討いただきたい。【大山座長代理】
- 団体によっては、議事録において、通称ではなく本名のみで記載している例がある。選挙に出た名前と議事録に出ている名前が異なると、議員の活動を住民に知ってもらえず、問題である。議長会において統一的に対応していただきたい。【河村構成員】

< 出典：総務省「第5回 地方議会・議員のあり方に関する研究会（議事概要）」 >

## 「総務委員会」における議員の通称使用に係る発言（衆議院 令和 2年2月28日）

### 【西岡秀子委員（立国社）】

（略）地方議会においては、選挙の時は通称、旧姓で選挙に立候補することができますけれども、地方議会においては議会活動はそれが認められないという議会がございます。これは議会の判断によるところが大きいと思いますけれども、選挙では通称が認められ、議員活動が元々の戸籍名の名前で議員活動をするということは、政治家本人にとっても大変な状況がございますし、有権者の皆さんにとっても大変分かりにくい状況もあると思います。

まずこの件について高市総務大臣のお考えを含め、このことは議会が決めることでございますし、総務省が所管をしていることではないかも知れませんが、特に大臣がこのことについて、やはり是正をしていかなければいけないというような方向性を示されるというのは大変大きな影響があると思いますので、大臣のご見解をお聞きさせていただきたいと思っております。

### 【高市総務大臣】

（略）総務省では、現在、女性をはじめ多様な人材が地方議会に参画しやすくなるための方策について検討するために、三議長会の代表者である議長にも参画をいただき、「地方議会・議員のあり方に関する研究会」を開催しています。先週開催された研究会では、有識者の構成員から「旧姓使用について、選挙では使用できるが、議会活動では使用できないという例がある。議長会において、統一的な対応を検討いただきたい」というご指摘がございました。総務省としても、地方議会における旧姓使用について三議長会と連携して取り組んでまいります。（略）

< 総務省事務局提供資料（未定稿）を基に作成 >

# 参議院における通称使用の取扱い（平成二十五年版 参議院先例録）

九八 議員の氏名は、原則として本名を用いる

議員の氏名は、本名を用いることとするが、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができる。

なお、婚姻により氏を改めた議員が引き続き婚姻前の氏を通称として使用することを議長が許可したことがある。

（注）議員の氏名は、従来、本名を用いることとしていたが、第百四十回国会平成九年六月九日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があり、同年九月二十九日に召集された第百四十一回から議員の通称使用が認められた。

## 一 議員氏名

議員氏名は、従来どおり、内閣総理大臣からの当選人報告に基づき、これと当選証書記載の氏名を対照したもの（以下「本名」という。）を用いるのを原則とする。ただし、通称を議員氏名として使用したい議員は、当選証書の対照後、通称使用の許可を申請することができる。

## 二 通称の範囲

通称とは、公職選挙法制度上の通称（公職選挙法施行令第八十八条の五第七項、第八十九条第五項）とする。通称の使用が許可された場合には、以降任期中、通称使用の例外（叙位・叙勲の申請等、専ら院外で使用するもの又は通称の使用によっては実務上混乱が生じるおそれのあるもの）を除いて、通称を議員氏名として用いるものとする。

< 出典：平成二十五年版 参議院先例録 >

## 行政実例（昭和34年5月26日）

問一 地方自治法第123条に規定するところの会議録への出席議員の氏名記載並びに会議録への議員及び議員二名以上の署名は、当然にはそれぞれ当該本人の戸籍上の氏名が用いられるべきものであるが、この場合においても、戸籍上甲野太郎なる者が一般選挙に際して甲野一夫なる通称名で選挙管理委員会に立候補届出をなし、当選をし、将来の政治活動をする上において、選挙の際用いた通称名で終始したい旨議会事務局に申し出たときはこれを積極的に拒むだけの根拠にとぼしいと思われるが、どうか。

問二 なお、報酬旅費等の書類上の取扱いについても前項に準じ処理してよろしいか。

答一及び二 原則として戸籍上の氏名によるべきであるが、通称によっても違法ではない。

# 地方議会運営の実務〈全国町村議会議長会 編集・発行〉 事例（223頁）

## ○通称名による議員活動

事例 一般選挙に際して用いた通称名で議員活動を行う場合、どのような手続きが必要か。

解答 議員の通称名の使用については、「原則として戸籍上の氏名によるべきであるが、通称によっても違法ではない。」（昭34.5.26行実）との見解が示されているが、この扱いについては、議員の申出により、議長が議会運営委員会に諮問し許可する方法など、あらかじめ当該議会で決めておくことが適当である。

なお、法的要件（税務申告、議員年金、債権等）を伴うものは、戸籍上の氏名によるべきである。